

令和5年(2023年)9月5日

西宮市政記者クラブ 各位

教育委員会参与

市立学校教職員の懲戒処分について

本日、下記のとおり市立学校教職員に対し、2件の懲戒処分を行いました。

今後は、再発防止に向け、校園長を通じて、全教職員に対して、教育公務員として高い倫理観をもって、職責を果たすよう指導の徹底を図ってまいります。

【事案1】酒気帯び運転による交通事故について

(1) 事案の概要

当該職員は、令和5年4月15日(土)午後6時から午前0時頃まで飲食店で飲酒し、飲酒運転であると認識した上で、宝塚駅前の駐車場より自家用車で運転をはじめ、阪神高速北神戸線等を3時間以上運転したのち、16日(日)午前3時15分頃、神戸市須磨区の一般道交差点にて事故を起こしました。事故後、自ら警察へは通報せず、3時間後に近隣住民の通報で到着した警察官により呼気検査を受け、酒気帯び運転と認定されました。当該職員は警察での事情聴取において所属長への報告を促されていましたが、本事案を隠し続け、3か月以上経過した7月28日(金)によりやく校長へ報告を行いました。

(2) 処分対象者及び処分内容

処分年月日	職名	年齢	性別	処分内容
令和5年9月5日	教諭	59歳	男性	免職

(3) 処分理由

故意による飲酒運転を3時間以上継続し、交通事故を起こしたにも関わらず、自ら警察への即時連絡を怠る措置義務違反である上、事故発生より3か月以上所属長への報告を怠っていたもので、高い倫理観及び規範意識が求められる教育公務員としてあるまじき行為で、西宮市教育職員の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に対処したものです。

【事案2】他市の生徒に対する不適切な言動について

(1) 事案の概要

当該職員は、令和4年6月頃から部活動を通じて知り合い、年度末頃から親しくなった他市の女子生徒に対して、LINEで私的なやりとりをしたり、2人で食事に行ったり、手をつないだり、肩を軽く抱くようにしたりしたほか、生徒と2人だけで自家用車に乗るといった行動を行ったものです。令和5年6月8日(木)に女子生徒が部活動顧問へ相談して、当該学校長が兵庫県教育委員会へ報告し、その後16日(金)に県教委より本市に連絡があり、本事案が判明しました。

(2) 処分対象者及び処分内容

処分年月日	職名	年齢	性別	処分内容
令和5年9月5日	教諭	28歳	男性	停職3月

(3) 処分理由

女子生徒に対して、LINE で私的なやりとりをしたり、肩を軽く抱くようにしたりしたほか、生徒と2人だけで自家用車に乗るなど、生徒に対する不適切な言動や節度を欠いた関係であったことは、高い倫理観及び規範意識が求められる教育公務員としてあるまじき行為で、西宮市教育職員の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に対処したものです。

・上記事案の管理監督責任に伴う措置について

措置年月日	職名	年齢	性別	措置内容
令和5年9月5日	校長	58歳	男性	口頭厳重注意

担当 西宮市教育委員会 教育職員課 課長 千原 昌樹 0798-35-3854